

**三島駅南口東街区再開発事業は、一旦着手すれば後戻り出来ない。
今こそ原点に戻り、100年先を視野に入れて再考する勇気を！**

稲場紀久雄

[意見]

「三島市南口東街区A地区市街地再開発組合」に関わる「市街地再開発組合認可申請書」が令和4年1月28日、都市再開発法第11条1項に基づき静岡県知事に提出された。

同組合の定款並びに事業計画書には、下記の理由から同法第1条(目的)に記載された「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新」に関する様々な難問が認められ、現計画のまま実施されれば三島市民並びに静岡県民に今後大きなリスクが及ぶと考えられる。組合設立が認可されると、リスク回避は至難の業となると憂慮される。今こそ、原点に立ち返り、市民の意見に耳を傾け、100年先の三島市を視野に定款並びに事業計画を再考すべき時である。

静岡県当局には、三島市並びに静岡県の後世に汚点を残さず、希望溢れる夢多き未来が拓かれるよう、広い視野と勇断を以て慎重に対応していただきたい。

[理由]

(1)「都市再開発法」(昭和44年[1969年]6月制定)は、半世紀以上前に制定された法律である。制定当初は、高度経済成長期で、都市への人口集中現象も顕著であった。だが、その後の半世紀の間に経済成長率は鈍化し、人口も減少に転じた。現在は、制定当時とは正反対の時代状況を呈している。特に、都市域での人口減少傾向は顕著である。

このため同法に規定する「都市における土地」の利用と管理に関しては、実情にそぐわない問題点が数多く生じるに至っている。このため、同法の関係法を合わせて、問題点をカバーするように総合的に条文を解釈することが必要である。

(2)都市再開発法の制定以降現在までおよそ半世紀間に土地に関わる法律として、次の三つの法律が制定された。

土地基本法(1989年12月)/ 景観法(2004年12月)/ 水循環基本法(2014年4月)

都市再開発法の対象とする土地は、「都市における土地」である。その開発は、上記の三つの法律の諸条項に適合するように行われるべきことは、言うまでもない。

これら三法の内、土地基本法は2020年(令和2年)3月抜本的に改正され、また水循

環基本法は2021年(令和3年)6月地下水の管理を中心に改正された。「都市における土地」の開発は、これらの改正法を踏まえて行われるべきである。

(3)「三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業基本設計業務報告書」(令和3年8月、株式会社アール・アイ・エー)によると、「駅前再開発の検討は昭和62年(1987年)から始まり、(略)平成20年(2008年)に『三島駅南口東街区市街地再開発準備組合』が設立」された。駅前再開発計画は、現時点で35年もの長い歴史を持つが、計画内容は、そのためか高度経済成長期の夢を引きずり、時代の進展に適応できていない。このまま実施されれば、リニア中央新幹線問題と同様の事態を惹起すると憂慮される。

(4)改正土地基本法が「土地の管理」について規定したことは、極めて重要である。

「管理」とは、“土地所有者はじめ土地に関わる全関係者が「利用」に伴って生じる様々な事態に適正に対処する責任を担うこと”を意味する。即ち、改正法は、「長期に亘る土地利用の適正化」を意図しているのである。

都市再開発法が対象とする土地は「都市における土地」だが、「土地」に変わりない。「都市における土地」は、一般の土地以上に利害が輻輳する。そこで、都市再開発法は、その制定当初から都市再開発が「公共の福祉に寄与すること」(第1条)を謳っている。ところが、改正土地基本法は、「寄与」よりもさらに強く「公共の福祉優先」(第2条)を明記する。高度経済成長期の苦い経験が私達の土地に関する観念を変えたのである。

都市再開発法第1条に規定する「土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新」という文言は、現時点では「改正土地基本法の規定内容が含意される」と解釈すべきである。再開発関係者は、再開発に伴って生じる様々な事態に対して、その責任を免れない。即ち、開発後の事態から逃避することは出来ないし、すべきでもないのである。

改正土地基本法の主要改正点を以下に紹介する。ゴシックは、改正部分。

第1条(目的)

この法律は、土地についての基本理念を定め、並びに**土地所有者等**、国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**土地が有する効用の十分な発揮、現在及び将来における地域の良い環境の確保並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に資する適正な土地の利用及び管理並びにこれらを促進するための土地の取引の円滑化及び適正な地価の形成に関する施策を総合的に推進し、もって地域の活性化及び安全で持続可能な社会の形成を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。**

第 2 条(土地についての公共の福祉優先)

土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資産であること、国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その**利用及び管理**が他の土地の**利用及び管理**と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地の**利用及び管理**の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等 公共の利害に関係する特性を有していることに鑑み、土地については、公共の福祉を優先させるものとする。

第 6 条(土地所有者等の責務)

土地所有者等は、**第 2 条から前条までに定める土地についての基本理念(略)にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する。[以下略]**

第 12 条 (土地の利用及び管理に関する計画の策定等)

国及び地方公共団体は、適正かつ合理的な土地の**利用及び管理**を図るため、人口及び産業の将来の見通し、土地の**利用及び管理**の動向その他の自然的、社会的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地の**利用及び管理**に関する計画を策定するものとする。

2. 前項の場合において、国及び地方公共団体は、地域の特性を考慮して、**良好な環境の形成若しくは保全、災害の防止、良好な環境に配慮した土地の高度利用又は土地利用の適正な転換を図るため特に必要と認めるときは**同項の計画を詳細に策定するものとし、地域における社会経済活動の広域的な展開を考慮して特に必要と認めるときは同項の計画を広域の見地に配慮して策定するものとする。

3. 第 1 項の場合において、国及び地方公共団体は、住民その他の関係者の意見を反映させるものとする。[以下略]

第 13 条(適正な土地の利用及び管理の確保を図るための措置)

国及び地方公共団体は、前条第 1 項の計画に従って行われる**良好な環境の形成又は保全、災害の防止、良好な環境に配慮した土地の高度利用、土地利用の適正な転換その他適正な土地の利用及び管理の確保を図るため、土地の利用又は管理の規制又は誘導に関する措置を適正に講ずるとともに、同項の計画に係る事業の実施及び当該事業の用に供する土地の境界の明確化その他必要な措置を講ずるものとする。[以下略]**

改正土地基本法の第 1 条、第 2 条の改正内容は、三島市民サイドが三島駅南口東街区再開発事業に対して提起した問題点に他ならない。「三島駅南口東街区 A 地区市街地再開発組合」の認可申請書に添付された「定款及び事業計画書」には、上記諸点に対する対応がほとんど、あるいは全く反映されていない。(この点は、次項にさらに述べる。)

「都市再開発」という土地利用は、再開発区域外の土地利用と密接に関係している。三島市民は、三島という土地を故郷とし、生涯その土地を愛し、何よりも大切に思う人々

である。再開発は、だからこそ、その場限りであってはならない。住民の意見反映は、当然の行為であり、住民に与えられた基本的権利である。

静岡県当局は、都市再開発法第7条の11(事業計画)第1項、同法第17条(認可の基準)第1号、第2号について、静岡県と三島市の将来を視野に公正不偏の立場で再開発関係者サイドに長期に亘る責任、再開発行為に伴う災害(人災)防止措置などを明確にさせるべきである。

ここで、三島市及び静岡県当局が改正土地基本法第12条に基づいた「土地利用・管理計画」を策定しているか、という問題がある。策定しておれば、三島駅前再開発に係る事業計画と整合させなければならない。この点の記述が無いので、指摘しておく。

(5) 定款及び事業計画は、改正土地基本法第1条、第2条及び後記の理由(7)に照らして極めて重大な欠陥があると考えられる。

① 定款の主要問題点を三点例示する。

○ 第4条の事業範囲が「整備及び付帯事業」に限定されている。「整備」とは、即ち再開発に係る「建設」を意味している。建設後、様々な問題が起こるだろう。

例えば、次の事態も起こり得る可能性はある。今や「大地変動の時代」であり、大震災勃発の可能性が実感される時代である。溶岩流の末端に途方もない重量建造物を建てるのだから、巨大震災時に基礎岩盤が崩壊する可能性もあるのではないか。これは、私だけの杞憂だろうか。何しろ三島駅前である。災害時には人流・物流の中心となる場所である。公共の福祉を優先するべきだが、経済優先になっていないか。(7頁の図参照)

○ 第6条の組合員、第19条の役員の規定は、閉鎖的である。参加組合員、即ち再開発参加企業主導で事業を推進できるようになっている。これでは、再開発区域周辺地域の住民や三島市民あるいは第三者の意見が反映されない。土地の利用及び管理は、当該の土地の周辺の土地の利用及び管理と密接な関係がある。さらに、秀峰・富士山の景観に至っては市民の、さらに国民の共有財産なのである。これを組合員の所有物の如く考えることは由々しい問題である。

○ 第49条の総会の議決事項の第11号に「組合の解散」とあるが、解散に係る条項が見当たらない。第85条の規則への委任が適用されるとすれば、理事長が理事会に諮って解散を決めることになる。組合員側からの解散提起は不可能であり、組合員は常に受け身である。建設中はともかく建設後の諸問題の対応は、組合員及び三島市民が担うことになることを忘れてならない。

○ 以上を通観すれば、定款は経済優先で、建設後の諸問題を放置している。組合員は、極限られた役員(組合員)に依存し、再開発自体が惹起する問題に責任を担う意志が無いように思われる。これでは、無責任の誹りを免れないのではないか？

②事業計画の主要問題点を例示しよう。

○ 事業計画書 9 頁の事業施行期間が建設工事期間と同じである。定款の事業範囲が「整備」に限られるから、期間の一致は当然ではある。しかし、これでは、組合員は、経済的利益を手中にできるが、後の始末は三島市民任せであって、無責任である。

○ 事業計画書 2 頁の(2)事業の目的に書かれた「駅前に人の流れ及びにぎわいをつくる」という記述と「スマートウェルネスシティのフロントエリア」の構想とは矛盾する。広域健康医療拠点を駅前再開発地区とすることは望ましいとは思えない。

駅前地区は、災害時には防災拠点となり、また人流・物流が集中する重要な公共的空間でなければならない。医療拠点をフロントエリアに置く必要性は果たしてあるのか。経済的利益を考えるあまり、異質な要素を雑多に混合していないか？

○ 事業計画書 4 頁から 8 頁までの設計の概要だが、改正土地基本法第 1 条の「良好な環境の確保並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に資する土地の利用及び管理」の観点から根本的な問題があると考えられる。

事業計画では、溶岩流末端の岩盤に途方もない重量のビル(タワーマンション)などを建設する。富士山の噴火や東海大震災の勃発が現実味を帯びつつある昨今である。基礎岩盤に大地鳴動によって亀裂が生じ、ビル倒壊が起こる可能性もあるのではないか。かつて、富士山は、山体崩壊を起こしたこともあるようだ。巨大ビルが基礎岩盤の崩壊を促したとすれば、これは明らかに人災である。(7 頁の図参照)

○ 事業計画書 5 頁の A 棟は、高さ約 90.5 メートルのタワーマンションである。私は、昨年 10 月 3 日に開催された勉強会でも、「タワマンは、一旦建ってしまうと、半永久的に壊せず、老朽化することを覚悟すべきだ」と話した。月々の管理費は、高額なうえ、増加する一方。マンション所有者の共有権と所得事情が障壁になって、老朽化しても建替えられない事態となる。さらに、地震や富士山噴火時には、電力供給が途絶えるとエレベーターもトイレも使えず、単なるコンクリートの箱になる。もしも、倒壊すれば、如何に対処するのか。三島市民にとっては不幸だ。市民共有の景観・秀麗富士をタワマン所有者に売り渡すような行為ではないか。タワマンは、建設当初こそ見栄えが良いが、年月が経つにつれて醜汚なものに変わって行くのである。

○ 以上を通観すれば、事業計画の内容は、典型的であり、高度経済成長期の夢を引きずったものである。リニア中央新幹線工事と同じ愚を犯しているのではないか？

「水の都・三島の水と緑、そして秀麗富士の魅力を活かした駅前開発」を三島市域全域と将来世代への継承を視野に再考すべきである。

(6) 私は、昨年 10 月 3 日の勉強会で三島市の地下水保全制度の現状をお伝えした。その際、地下水保全制度については静岡県でも問題があることも話した。

実は、水循環基本法は、2021年6月、地下水問題を中心に改正された。改正点は、法第4条及び第16条の2(地下水の適正な保全及び利用)である。改正法の抜粋、参議院の付帯決議及び内閣官房の通達を**参考資料**として添付する。留意点は、中央の行政府が**「条例で地下水の採取の制限その他の必要な制限をすることを強調」**している点である。

三島市政がいくら口先で「地下水や湧水は、三島市の宝」と美辞麗句を並べても、現実に地下水保全制度が整っていなければ意味が無い。

静岡県政は、水循環基本法が制定されて間もなく、静岡県地下水採取条例を改正し、「地下水は県民の共有財産」と位置付けたが、具体的な規制条項を整備しなかった。このため、リニア中央新幹線工事で地下水が大量に漏出することになっても、地下水採取条例で規制できない。折角の改正が役立たないのだ。これでは、改正自体が無意味だ。静岡県当局は、試行錯誤を重ね、今年(2022年)の3月議会において「静岡県水循環保全条例」を制定した。地下水保全対策もこれから確実に強化されるだろう。

三島市の地下水は、三島市民の貴重な財産である。三島駅前開発のみならず、あらゆる事態から地下水を守らなければならない。特に、東海大震災や富士山噴火の勃発が現実味を増している昨今である。何にも増して「公共の福祉が優先」されなければならない。「口先の綺麗ごとで問題をやり過す」手段は愚かである。

(7) 三島市政は、誰のためにあるのか？ —南口再開発計画の7つの疑問—

私は、三島駅南口東街区再開発事業に関連して下記の7つの疑問を持つ。

第一：三島市政は、人口減少時代の中、どのような三島市を未来に継承したいのか？

三島市の人口は、2008年112千人をピークに減少の一途である。三島市は、高度経済成長期の喧噪とどこにでもある類型的な都市を未来世代に継承したいのか？

第二：三島市政は、景観を誰のものと考えているのか？ 何故、高さ90メートルを超えるタワマンを計画するのか？タワマンは、災害時に人災をもたらさないか？

第三：三島市政は、マンションの管理の困難性、建替えの難しさを調べていないのか？

第四：三島市政は、地下水を守る意思があるのか？ 何故、条例を整備・強化しないのか？

第五：三島市政は、改正土地基本法に基づく土地管理の施策をどう考えているのか？

第六：三島市政は、東海大震災や富士山噴火が現実味を帯びている現代という時代にどう対処しようとしているのか？ (次頁の図参照)

三島駅及び同駅前が災害時に人流・物流の障害となって良いと考えているのか？

第七：スマートウェルネスシティ構想は重要だが、三島市全域を視野に実現すべきではないのか？ 私には、駅前というフロントエリアを当てる必然性があるとは思えない。

以上を総じて、三島市政は、高度経済成長期の夢にこだわるあまり三島の長所や三島市民の夢を見失っていないか？ 「三島市政は、誰のためにあるのか」と問いたい。

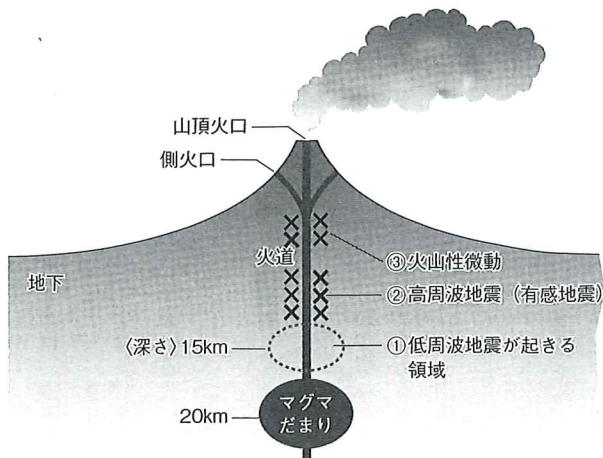
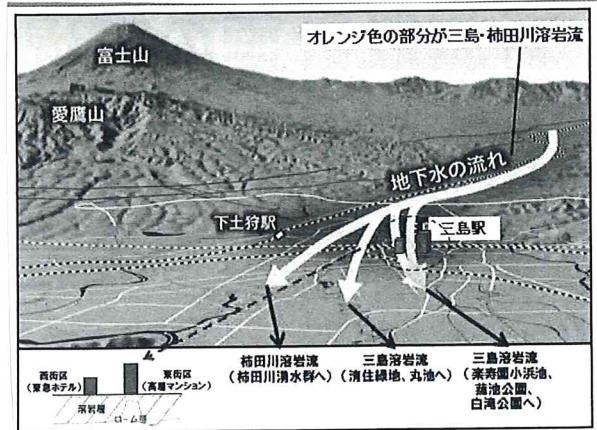


図10-2 噴火前に地下で地震が起こる場所
 ①マグマだまりの上部近くで低周波地震が起こる
 ②マグマが火道を上昇して高周波地震が起こる
 ③噴火が近づくと火山性微動が起こる



(出典)
 ① 兔砲会② ケラシ
 ② 鎌田「富士山噴火と南海トラフ」講談社 2019年

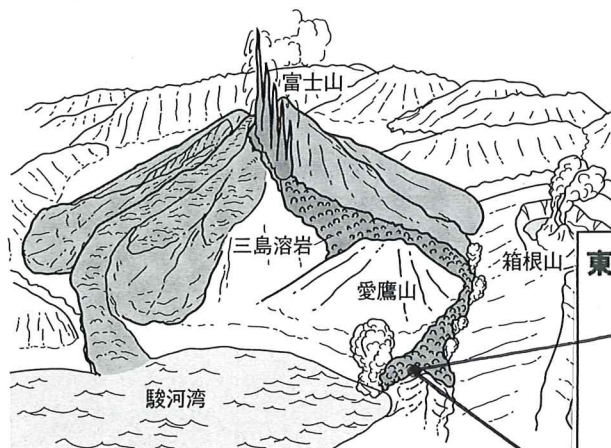


図2-2 三島溶岩の流出

東街区は溶岩層が10m程度と薄い

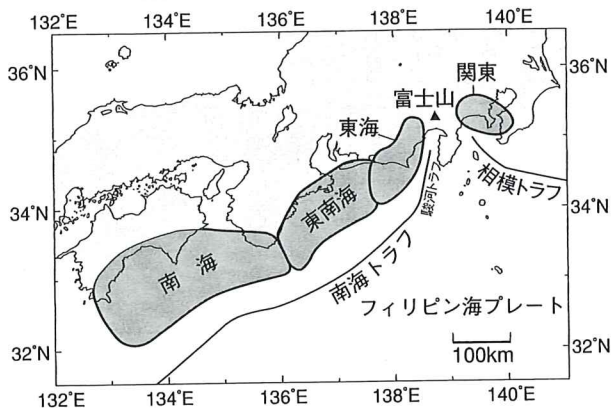
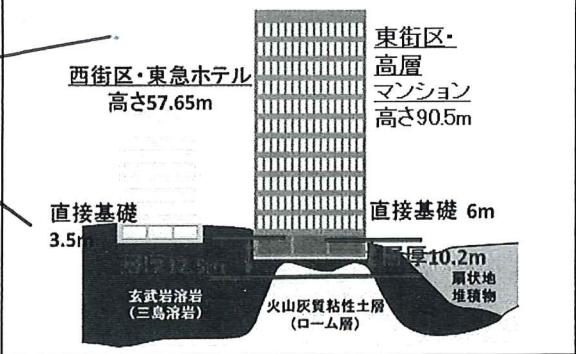
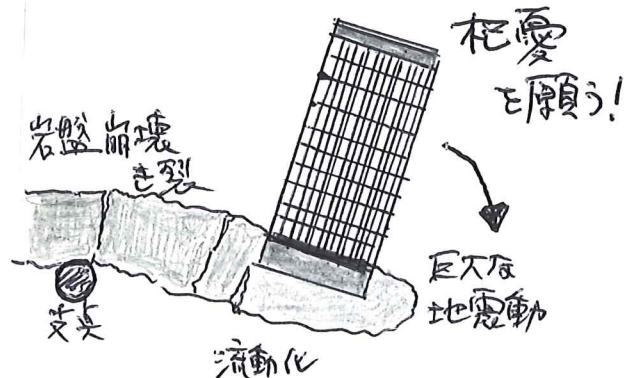


図6-3 南海トラフに沿って発生する巨大地震の震源域
 (『富士山の謎をさぐる』築地書館の吉井敏尅氏の図による)



＜水循環基本法改正法抜粋＞

前文(省略)

第1条(目的) この法律は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、(略)水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって**健全な水循環**を維持し、又は回復させ、わが国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

第2条(定義) この法律において「水循環」とは、**水が**(略)地表水又は**地下水**として河川の流域を中心に循環することをいう。

2. 略

第3条 (基本理念) 1. 略

2. 水が**国民共有の貴重な財産**であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

3. ～5. 略

第4条 (国の責務) 国は、前条の基本理念(略)にのっとり、水循環に関する施策(**地下水の適正な保全及び利用に関する施策**を含む。以下同じ)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 (地方公共団体の責務) 地方公共団体は、(略)国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条～第15条 (略)

第16条 (流域連携の推進等) 1. (略)

2. 国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に**地域の住民の意見が反映**されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第16条の2(地下水の適正な保全及び利用) 国及び地方公共団体は、(略)地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保存及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第17条～第31条及び附則 (略)

(以上)

水循環基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

令和三年六月八日
参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 政府においては、地方公共団体が地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、法令に違反しない限りにおいて条例で定めるところにより、地下水の採取の制限その他の必要な制限をすることができることについて、地方公共団体に対して、周知を行うこと。また、その条例制定等に関し、必要な助言等の支援を行うとともに、制定動向を把握し公表に努めること。

二 地下水マネジメントを推進するため、地方公共団体等により観測されている観測データを集約し相互利用する地下水データベースの構築を推進するとともに、地方公共団体による地下水の適正な保全及び利用に関する協議会の運営や、地方公共団体等が行う地下水に関する観測等に必要な支援を講ずること。

また、飲み水などの生活用水や農業用水としても利用される地下水の水質に影響を及ぼす可能性のある土地の利用に当たっても、地域住民の意見を踏まえた対応が図られるよう必要な措置を講ずること。

三 法改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行うこと。

右決議する。

閣 副 第 9 0 8 号
国 水 策 第 2 7 号
令 和 3 年 6 月 1 6 日

各 都道府県知事 殿
各 政令指定都市市長 殿

内閣官房水循環政策本部事務局長
国土交通省水管理・国土保全局長

水循環基本法の一部を改正する法律の公布・施行について

水循環基本法の一部を改正する法律（令和3年法律第73号。以下「改正法」という。）が、令和3年6月16日に公布・施行されました。

つきましては、本改正の趣旨及び概要並びに留意事項は下記のとおりですので、御了知いただきますとともに、関係部局間の連携を密にし、適切な対応を図るようお願いします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村及び関係機関・団体に対して、政令指定都市におかれましては、関係機関・団体に対して、本改正の趣旨及び内容を広く周知されるようお願いします。

記

第1 改正の趣旨

平成26年7月に、健全な水循環の維持又は回復を目的として水循環基本法（平成26年法律第16号）が施行され、同法に基づき、関係省庁等が連携して健全な水循環の維持又は回復に資する施策を推進してまいりました。

地下水は、身近な水源として多様な用途に利用され、広く地域の社会や文化と関わっている一方で、地盤沈下をはじめとする地下水の過剰採取による障害は、その回復に極めて長期間を要するものです。また、地下水は一般的に地域性が極めて高く、その挙動や水収支等の実態が不明な地域が多いことから、新たに地下水の採取を制限する条例を設けようとする地方公共団体はその実態の調査を行う必要があることや、地下水が地方公共団体の境界を越えて流動するものであることから、地下水に対する取組を行うに当たっては、関係地方公共団体、関係者等からなる協議の場を設ける必要があることが指摘されてきました。

これらの課題に対応し、地下水に関する健全な水循環の維持又は回復を図るため、国及び地方公共団体において、地下水マネジメントの取組を一層推進していくことが求められています。

このような状況に鑑み、改正法では、地下水の適正な保全及び利用を図るため、水循環に関する施策に地下水の適正な保全及び利用に関する施策が含まれることを明記するとともに、水循環に関する基本的施策として地下水の適正な保全及び利用を図るために必要な措置を追加することとされました。

第2 改正の概要

1. 責務に関する規定の整備（第4条～第7条関係）

国及び地方公共団体の責務において、水循環に関する施策に「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれることが明らかにされるとともに、事業者及び国民の責務に当該施策への協力が含まれることが明らかにされました。

2. 地下水の適正な保全及び利用に関する規定の追加（第16条の2関係）

水循環に関する基本的施策として、地下水の適正な保全及び利用の規定が追加され、その内容として、国及び地方公共団体は、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置、地下水の採取の制限等の必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

第3 留意事項

地方公共団体は、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、法令に違反しない限りにおいて条例で定めるところにより、地下水の採取の制限その他の必要な制限をすることが可能であり、衆議院及び参議院の決議（別添参照）においても、その旨の周知が求められているところです。

[追加資料]

[意見 2] 三島市及び静岡県への四つの緊急要望

稲場紀久雄

[要望 1] 静岡県には、改正水循環基本法(参考資料参照)に基づき、現行地下水採取条例を改正し、地下水採取に係る規制強化を図ると共に三島市を初め県下の市町村の地下水法制の整備を進めていただきたい。三島市には、地下水保全条例を整備し、市民共有の貴重な財産である地下水・湧水を守る条例と体制を整備されたい。

[要望 2] 静岡県は、三島市と協力し、今年 3 月議会で制定した「静岡県水循環保全条例」に基づき三島市民の飲用水源であり、かつ景観・観光資産である柿田川、黄瀬川及び三島地域地下水・湧水を保全するため、地域一帯を「水源保全地域」に指定すると共に、「流域水循環計画」を策定し、土地の利用と管理及び開発行為の適正化を図っていただきたい。

[要望 3] 静岡県及び三島市は、改正土地基本法に基づき県域及び市域に於ける「土地の利用と管理に関する計画」を策定し、特に三島市に於いては三島駅南口再開発計画の見直しを抜本的に進め、併せて市域全域の開発行為の適正を期していただきたい。

[要望 4] 東海大震災、富士山噴火の勃発が現実味を帯びている現下に於いて、富士山や愛鷹山の山体崩壊や溶岩流の岩盤崩壊、あるいは強力な地震動に拠る深層崩壊が勃発する可能性が否定できない状況ではないか。仮に大崩壊が起こった場合、地下水や湧水に想像したことも無い深刻な悪影響が出ると予想される。巨大災害時に発生する山体崩壊、岩盤崩壊、深層崩壊を事前防止するためには、岩盤の状態を広域的に科学的に調査する必要がある。静岡県及び三島市には、かかる調査を進めていただきたい。既に進めておられるのであれば、ここにお詫びと共に心からなる敬意を表する。

三島駅南口再開発計画では、溶岩流で形成された岩盤末端に 10 万トン(私の推定)を超える超重量建造物を建設する。大震災や大噴火勃発に際し、岩盤の下層の大地が液状化し、起こり得ないと思いついていた上流地点で岩盤の亀裂が発生すれば、大崩壊が起らないとも限らない。岩盤は、既に何万年も経過し、風化や劣化が起こっているのではないか。本当に超重量建造物を岩盤末端に建設しても大丈夫か。ご検討をお願いしたい。

[理由] 時代は、激変しつつある。その証拠に土地基本法は一昨年、水循環基本法は昨年改正された。人口減少傾向は、誰の目にも明らかである。今や高度経済成長時代ではない。さらに、大地変動と大災害の時代に突入している。鉄腕アトム時代の夢を捨て、「本当の豊かさ幸せ」を希求する時であり、未来世代への継承を第一に考えるべき時である。

(2022 年 5 月 11 日 擲筆)